

国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案要綱

第一 趣旨

我が国の厳しい財政状況に対処する必要性に鑑み、当分の間の措置として国家公務員の給与の減額措置を定めるとともに、国家公務員の人件費の総額を百分の二十以上削減するため、退職手当制度、給与制度等に関し政府が講ずべき措置について定めるものとする。 (第一条関係)

第二 給与の減額措置

一 一般職の職員の給与に関する法律の特例

1 職員への俸給月額（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定による俸給を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、当分の間、俸給月額に百分の十を乗じて得た額に相当する額を減ずること。 (第二条第一項関係)

2 俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当の支給に当たっては、当分の間、支給額にそれぞれ百分の十を乗じて得た額に相当する額を、地域手当及び広域異動手当の支給に当たっては、当分の間、俸給月額、俸給の

特別調整額の月額及び専門スタッフ職調整手当の月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額にそれぞれ百分の十を乗じて得た額に相当する額を、研究員調整手当の支給に当たっては、当分の間、俸給月額及び俸給の特別調整額の月額に対する研究員調整手当の月額に百分の十を乗じて得た額に相当する額を、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の支給に当たっては、当分の間、俸給月額に対する特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額にそれぞれ百分の十を乗じて得た額に相当する額を減ずること。

(第二条第二項第一号から第十一号まで関係)

- 3 期末手当及び勤勉手当の支給に当たっては、当分の間、減額前の俸給月額等を基礎に算定した支給額にそれぞれ百分の十を乗じて得た額に相当する額を減ずること。

(第二条第二項第十二号及び第十三号関係)

- 4 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、当分の間、その限度額を日額三万千六百元に引き下げるとともに、その限度額により難い特別の事情がある場合の限度額を日額九万円に引き下げること。

(第二条第四項関係)

- 5 一般職の職員の給与に関する法律附則第八項の規定の適用を受ける職員については、俸給月額及び

俸給月額に対する手当の月額から、同項の規定により給与から減ずることとされる額を減じた後の額を基礎として、2及び3において支給に当たって減ずる額を算定すること。（第二条第五項関係）

二 国家公務員災害補償法の特例

国家公務員災害補償法第四条第四項の規定に基づき計算される職員の平均給与額は、当分の間、支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた給与の額を基礎として当該人事院規則の規定の例により計算した額とすること。（第三条関係）

三 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の特例

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律第五条第一項の規定により国際機関に派遣される職員に支給することができる給与の上限額を、当分の間、この法律の規定によりその支給に当たって減ずることとされる給与の額に相当する額引き下げること。（第四条関係）

四 国家公務員の育児休業等に関する法律の特例

国家公務員の育児休業等に関する法律第二十六条の規定に基づく育児時間の承認を受けて勤務しない職員の給与の減額についての所要の規定の整備を行うこと。（第五条関係）

五 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の特例

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第二十条の規定に基づく介護休暇をしている職員の給与の減額についての所要の規定の整備を行うこと。 (第六条関係)

六 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の特例

1 任期付研究員への俸給月額を支給に当たっては、当分の間、俸給月額に百分の十を乗じて得た額に相当する額を減ずること。 (第七条第一項関係)

2 任期付研究員業績手当の支給額を、当分の間、俸給月額に百分の十を乗じて得た額に相当する額減ずること。 (第七条第二項関係)

3 任期付研究員への手当の支給に当たっては、当分の間、一の2及び3を準用すること。 (第七条第三項関係)

七 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の特例

1 特定任期付職員への俸給月額を支給に当たっては、当分の間、俸給月額に百分の十を乗じて得た額に相当する額を減ずること。 (第八条第一項関係)

2 特定任期付職員業績手当の支給額を、当分の間、俸給月額に百分の十を乗じて得た額に相当する額減ずること。(第八条第二項関係)

3 特定任期付職員への手当の支給に当たっては、当分の間、一の2及び3を準用すること。

(第八条第三項関係)

八 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の特例

1 職務とともに教授等の業務を行うものとして法科大学院に派遣され、勤務しない職員の給与の減額についての所要の規定の整備を行うこと。

2 専ら教授等の業務を行うために法科大学院に派遣される職員に支給することができることとされている給与の上限額を、当分の間、この法律の規定によりその支給に当たって減ずることとされる給与の額に相当する額引き下げること。

(第九条関係)

九 特別職の職員の給与に関する法律の特例

1 特別職の職員の俸給月額の支給に当たっては、当分の間、俸給月額に、内閣総理大臣については百

分の三十、国務大臣級又は副大臣級の俸給月額を受ける者については百分の二十、大臣政務官、常勤の委員長等、大使、公使、秘書官等については百分の十を乗じて得た額に相当する額を減ずること。

(第十条第一項関係)

- 2 1以外の給与の支給に当たっては、当分の間、一の適用を受ける職員の例により減額すること。ただし、内閣総理大臣及び国務大臣級又は副大臣級の俸給月額を受ける者に対する地域手当及び期末手当の支給に当たっては、減額前の俸給月額等を基礎に算定した支給額に、1の職員の区分に応じた割合を乗じて得た額に相当する額を減ずること。

(第十条第二項及び第三項関係)

十 裁判官の報酬等に関する法律の特例

裁判官への報酬の支給に当たっては、当分の間、報酬月額（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十六号）附則第二条の規定による報酬を含む。）に、最高裁判所長官については百分の三十、最高裁判所判事及び東京高等裁判所長官については百分の二十、その他の高等裁判所長官については百分の十五、判事、判事補及び簡易裁判所判事については百分の十を乗じて得た額に相当する額を減ずること。

(第十一条関係)

十一 裁判所職員臨時措置法の特例

裁判所職員について、当分の間、この法律の規定（一部を除く。）を準用すること。

（第十二条関係）

十二 検察官の俸給等に関する法律の特例

検察官への俸給の支給に当たっては、当分の間、俸給月額（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十八号）附則第三条の規定による俸給を含む。）に、検事総長については百分の二十、東京高等検察庁検事長については百分の十五、次長検事、その他の検事長、検事及び副検事については百分の十を乗じて得た額に相当する額を減ずること。

（第十三条関係）

十三 一般職の職員に関する規定の準用

二は検察官の平均給与額について、三及び八は検察官の給与について準用すること。

（第十四条関係）

十四 防衛省の職員の給与等に関する法律の特例

1 防衛省の職員のうち事務官等（自衛隊教官俸給表の適用を受ける者を除く。）への俸給月額（防衛

庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十二号）附則第十五条の規定による俸給を含む。2において同じ。）の支給に当たっては、当分の間、一般職の国家公務員に準じて減ずること。（第十五条第一項関係）

2 防衛省の職員のうち自衛隊教官俸給表若しくは自衛官俸給表の適用を受ける者又は防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第四項ただし書若しくは同条第五項の規定の適用を受ける者への俸給月額
の支給に当たっては、当分の間、俸給月額に百分の十を乗じて得た額に相当する額を減ずること。

（第十五条第二項関係）

3 防衛省の職員の本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、単身赴任手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当及び管理職員特別勤務手当の支給に当たっては、一般職の国家公務員に準じて減ずること。（第十五条第三項関係）

4 俸給の特別調整額の支給に当たっては、当分の間、支給額に百分の十を乗じて得た額に相当する額を減ずること。（第十五条第四項第一号関係）

5 自衛官候補生、学生又は生徒に対する自衛官候補生手当、学生手当又は生徒手当の支給に当たって

は、当分の間、支給額に百分の十を乗じて得た額に相当する額を減ずること。

(第十五条第五項関係)

- 6 防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項の規定の適用を受ける職員については、一般職の職員の給与に関する法律附則第八項の規定の適用を受ける職員に準じて、支給に当たって減ずる額を算定すること。

(第十五条第七項関係)

十五 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律の特例

国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律第五条第一項の規定により国際機関等に派遣される防衛省の職員に支給することができる上限額を、当分の間、この法律の規定によりその支給に当たって減ずることとされる給与の額に相当する額引き下げること。

(第十六条関係)

十六 端数計算

一から十五までの措置において俸給月額等から支給に際して減ずることとされている額に一円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てること。

(第十七条関係)

第三 人件費の総額の削減の目標を達成するための措置等

一 人件費の総額の削減の目標を達成するための措置

1 政府は、できる限り速やかに、国家公務員の人件費の総額について平成二十二年度におけるその額からその百分の二十に相当する額以上を削減することを目標として、次に掲げる事項を実現するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

① 民間における退職金について、これに民間において実施される年金制度に基づいて年金に代えて支給される一時金を含まないものとしてその実態に関する調査を行い、その結果に基づき、国家公務員が退職した場合に支給する退職手当について、その水準を民間における退職金の水準と均衡がとれたものにする。

② 国家公務員の給与制度について、第二においてその特例を定めている法律に第二の措置を反映させるとともに、次に定めるところによるものとする。

イ 国家公務員（勤務成績に応じて昇給する者に限る。以下②において同じ。）は、新たに俸給表の適用を受けることとなった日又は俸給表に定める一の職務の級（階級を含む。以下②において

同じ。) から他の職務の級に移った日から、新たに他の職務の級に移ることなく十年を経過した
日後は、その属する職務の級においては昇給しない仕組みとすること。

ロ 国家公務員の昇給の決定の基礎とするための勤務成績の評価において、勤務成績が標準的であ
るとの評価を受ける国家公務員を中心として、勤務成績が当該国家公務員よりも良好であるとの
評価を受ける国家公務員と良好でないとの評価を受ける国家公務員とをおおむね正規分布させる
仕組みとすること。

ハ 国家公務員の職務の級ごとの定数を見直し、管理又は監督の地位にある国家公務員の定数を当
該組織にとって真に必要な数に減ずるとともに、これを除く定数を下位の職務の級の定数に振り
替えること。

(第十九条関係)

2 政府は、1の措置の実施による国家公務員の人件費の総額の削減の効果を検証した上で、1の目標
を達成するためなお必要があると認めるときは、国家公務員の総数を純減させるとともに、国家公務
員の給与を1(①を除く。)の措置の実施により定められた給与から更に減額することとなるよう、

俸給表に掲げる俸給月額引下げ等のために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(第二十条関係)

二 労働基本権に係る制限の廃止のための措置

一 1の目標が達成された場合には、国家公務員の労働基本権（団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利をいう。）に係る制限については、その地位の特殊性及び職務の公共性に基つき引き続きその必要性が特に認められる国家公務員に係るものを除き、廃止するものとし、政府は、速やかに、そのために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(第二十一条関係)

第四 その他

一 この法律は、公布の日の属する月の翌々月の初日（公布の日が月の初日であるときは、翌月の初日）から施行すること。

(附則第一項関係)

二 第二の十四は、自衛官（将及び将補(一)を除く。）並びに事務官等のうち自衛隊の部隊及び機関に勤務するものについては、この法律の施行の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、適用しないこと。

(附則第二項及び第三項関係)

三 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定めること。